

日本国憲法

〔教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

法律の中で使われている表現であり、一層の能力主義政策を反映しているという指摘もあります。与党内には「ひとしく」を削除する案もあり、教育の平等が完全に否定される恐れもありました。

もともと「能力に応じる」というのは、能力による格差や差別を認めるということなのか、適性や成長発達の必要に応じてと解すべきか、解釈がわかれていました。入試選抜制度や奨学金制度は、ある意味では前者に基づくといえます。一方、障害は能力の制限と密接にかかわりますから、障害児教育は本来「能力による差別」とは相容れるものではなく、後者の立場に立脚して養護学校義務制や後期中等教育の充実が勝ち取られてきました。

しかし、第一項が「能力による差別」の脈絡で解釈されるなら、能力のある者を対象とした奨学施策を規定する第三項との間に障害への配慮が規定されるというのは、むしろ障害者の間でも能力による格差、差別が持ち込まれることにつながりかねません。事実、特別支援教育の名によって能力の高い者（税金の払える者）が優遇されよ

うとしているではありませんか。

障害児教育に限らず、「能力による差別」は、実際には法的に禁止されているはずの能力以外による差別をも「能力の名によって」差別することを正当化してきました。経済的格差による教育機会の不均等、さらには教育や労働の場における男女差別や思想差別はその典型です。

障害者自立支援法の下で、多くの障害者やその家族、福祉労働者が過重な経済的負担に苦しんでいます。日本ではまだ十分に認識されていませんが、障害の問題はジェンダーや民族的マイノリティなどの問題とも複雑に絡んできます。目に見えない二重三重の差別が「能力」の名によってのしかかってくるかもしれません。

*

今回の「改正」でかろうじて守られた「教育は、人格の完成をめざし」という世界共通の普遍的原理と日本国憲法、そして子どもの権利条約に依拠し、すべての子どもに全人格的発達を平等に保障する教育を追求し、特別支援教育に打って出ることが、今求められています。（あらかわ さとし）

なぞって書く

忘れてはならない

一九四七年教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。